

〇〇保育園 運営委員会規約（例）

（名称）

第1条 本委員会は、「〇〇保育園運営委員会」という。

（目的）

第2条 本委員会は、「〇〇保育園」（以下「事業所」という）の運営について、事業者の相談に応じ、又は意見を述べることにより、事業所の円滑な運営の確保及び良質な保育サービスの提供を目的とする。

（運営）

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、運営する。

- (1) 事業所の利用に関する事
- (2) 保育内容に関する事
- (3) 事業所の設備等に関する事
- (4) その他事業所の運営（行事、給食、衛生、安全管理等）に関する事

（委員）

第4条 本委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 社会福祉事業について知識経験を有する者
- (2) 保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）
- (3) 事業所の所長（以下「所長」という）

（委員の選任及び任期）

第5条 前条に定める委員は、事業者が選任する。

2 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の開催）

第6条 本委員会は、年2回程度定期開催し、その他必要に応じて臨時開催するものとし、事業者が招集する。

(議事録)

第7条 委員会の開催場所・日時並びに議事事項やその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席者全員が署名捺印し、事業所に常備しなければならない。

(庶務)

第8条 本委員会の庶務は、事業所において処理する。

附則

この規約は、令和〇年〇月1日から施行する。

上記の内容は、運営委員会規約の一例です。必要に応じて加除修正し、作成してください。